

台湾 台北地区での海賊版 DVD 店舗「台湾龍捲風」に対する  
台北地裁 著作権法違反 簡易判決に関するお知らせ

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会 加盟会員であるメーカーの作品を違法複製・販売していた、過去、新北市に在住し現在 台中市に在住している被告に対し、海賊版 DVD の違法複製・頒布は、著作権法違反にあたり、2016年12月 内政部 警政署 保安警察第二總隊 刑事警察大隊偵一隊により摘発を実施。2017年11月に、台湾 台北地方檢察署により起訴がなされ、2022年5月17日 台湾 台北地方裁判所は、簡易判決「111年度智簡字第18号」を下し、著作権法違反の認定をいただきました。今回、被告に対し、有期刑6ヶ月。代理措置として罰金の場合、1日当たり千元。押収物は全て没収としました。

本協会会員の作品に対する著作権法違反行為が認められました。

今回、台北地方檢察署 及び 台北地方裁判所に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA

日本の成人コンテンツメーカーを正会員とする約280社の作品における、著作権保護、海賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として設立された特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

HP : <http://www.ippa.jp/>

今後のお問合せ先

今後、同様の台湾国内における 日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発 及び 捜査協力 又は 正規品お取扱いについての情報提供依頼等、海賊版コンテンツの頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA 台湾」にて対応を行わせていただきます。

■ 特定非営利活動法人 智慧財産振興協會 駐華辦事處

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL : 02-2558-3038